

(仮称) 島根県浜田市風力発電事業に係る環境影響評価準備書
に対する島根県知事意見

本事業は、島根県浜田市において出力で 50,000kW、基数にして 8 基の風力発電設備の導入を目指すものである。

今回、環境影響評価法（以下「法」という。）に基づき送付のあった環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に対して、環境の保全の見地からの意見を以下のとおり述べる。

なお、本事業に対して浜田市長からは、地域住民等に対して、積極的な情報提供や合意形成に努めていくとともに、今後も引き続き丁寧な対話を重ね住民不安の払拭に努めることを求める旨の意見が提出されている。

1 総括的事項

(1) 本事業の対象事業実施区域の周辺には二級河川である周布川や三隅川があり、水力発電用水、かんがい用水等の利水や内水面漁業が行われている。また、絶滅危惧種のイワミサンショウウオやクマタカが生息・繁殖するなど、自然環境上重要な地域等が存在している。

加えて、対象事業実施区域には森林法に基づく保安林があり、水源かん養や土砂流出防備等の重要な機能を持つ。

本事業については切土及び盛土の量が多く、工事に伴い濁水が発生した場合、動植物等への重大な環境影響が生じるおそれがある。

また、計画されている風力発電設備や改変区域の位置・範囲も同様に動植物等への重大な環境影響が生じるおそれがある。

このため、風力発電設備の位置並びに搬入路の線形等を再検討するとともに、切土量及び盛土量を可能な限り少量化するなど、対象事業実施区域及びその周辺への影響が最小限となるよう計画を見直すこと。

(2) 対象事業実施区域の周囲に位置する既設風力発電所の設置工事時には、取り付け道路の崩落による土砂が河川へ流出した事例があった。また、近年は集中豪雨も増加している。事業者は、こうした先行事例から得られる知見や近年の気象傾向も念頭に置きながら、適切な環境保全措置の実施により、環境への負荷を最大限に回避・低減すること。

(3) 事業計画を変更した際は再度調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

また、環境影響評価書（以下「評価書」という。）には、事業計画の検討経過及びそれに応じた環境影響評価の内容を詳細に記載すること。

(4) 周囲の他事業風力発電設備に関する最新の情報及び海外も含めた先行事例の情報を収集・活用し、本事業の実施による累積的な環境影響の継続的な評価に努めること。

(5) 広く環境の保全の見地からの意見を求められるよう、事後調査結果報告書を含む環境影響評価図書を、法に基づく縦覧期間終了後も継続して縦覧可能にするなど、積極的な情報発信に努めること。

また、説明会の開催その他効果的な方法により、地域住民等の懸念事項の把握を継続して行うこと。事業による環境、健康及び生活への影響についての丁寧な説明や要望に応じた改善など誠意を持って対応し、相互理解の促進に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

工事関係車両の走行や建設機械の稼働により発生する窒素酸化物や粉じん等について、環境基準値等を超えないよう適切な施工管理を行うこと。

(2) 騒音及び低周波音・振動

工事関係車両の走行や建設機械の稼働による騒音、振動並びに風力発電機の稼働による騒音、低周波音の影響について、最新の科学的知見及び同型機・同規模の先行事例の知見をもとに、住民への健康被害が生じないよう適切な対策を講ずること。

また、本事業の工事及び供用により地域住民等の生活環境への影響が判明した場合には速やかに原因を究明し、適切な環境保全措置を講ずること。

(3) 水環境

ア 本事業における河川等への濁水到達の予測式及び予測条件の根拠等を明確にし、当該予測式が当該計画地に適用可能かどうか降水量、地質、地形（傾斜含む）等の点から実測調査を踏まえて検討を行うこと。その予測式が適用できない場合は、再度実測調査を踏まえた予測・評価を行い、その結果に基づき環境保全措置を検討し、その内容を評価書に記載すること。

また、準備書において示された河川等への濁水到達予測手法の本事業への適用が適切かどうかについて科学的な根拠が一部不明なため、沈砂池の設置等については予防的観点から十分安全側での計画・設計とすること。

なお、濁水が常時水流に到達すると予測された残土処理場7の位置及び規模をはじめとした本事業の造成計画については、濁水による環境影響が懸念されるため、再度検討し、その内容を評価書に記載すること。

イ 排水の土壌浸透処理にあたっては、排水の流れる土壌の浸透能の維持が重要であるため、その維持管理計画を評価書に記載すること。

ウ 沈砂池に滞留した土砂が下流へ影響を及ぼさないよう、浚渫等の管理計画を検討し、評価書に記載すること。また、準備書に記載した環境保全措置を確実に実施するとともに、着工時から稼働後の濁水調査についても適時確実に実施すること。

エ 地下水を含む利水及び水環境への影響を回避・低減するよう準備書に記載した環境保全措置を確実に実施すること。

(4) 地形及び地質

ア 対象事業実施による土地の改変が地すべり等周辺の土砂災害を誘発することがないように、必要な対策と土砂災害が生じた場合の対応について予め検討し、評価書に記載すること。

イ 対象事業実施区域は自然由来の重金属類等（ヒ素等）が検出されやすい土壌が分布する地域となっていることから、工事にあたってはモニタリング等を行い、工事に伴い発生する土砂等に起因する影響が最小限となるよう措置を講ずること。また、重金属類等（ヒ素等）が検出された場合の対応について予め検討し、評価書に記載すること。

(5) 風車の影

風車の影による対象事業実施区域周辺の住居等への環境影響が生じるおそれがあることから、施設稼働後に実施する事後調査を適切に実施し、重大な影響が認められる場合は、住民の要望を十分に踏まえた対策を講じること。

(6) 動物

ア 対象事業実施区域内及びその周辺には絶滅危惧種のイワミサンショウウオやインドジョウを始め、多種の希少な水生生物等が生息・生育している。また、周辺河川には第五種共同漁業権が設定されており、アユ等の水産上重要な種も生息・生育している。

このため、事業の実施にあたっては濁水をこれらの水系へ流入させないよう、また、水産資源等に悪影響を及ぼさないよう、適切な対策を講じること。

イ 対象事業実施に係る工事等に際しては、水生生物等の生息環境の分断低減に配慮した工作物設計、改変区域変更など、環境影響の回避又は低減を前提とした環境保全措置を適切に実施すること。

また、工事に伴い設置される沈砂池等も両生類の繁殖場所となる可能性があることから、工事前後に関わらずビオトープとしての整備を検討すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類の渡りの経路になっていることに加え、クマタカの営巣等も複数かつ高密度で確認されており、風車への衝突や繁殖の阻害などの影響が懸念される。

特に南側の2基の風車（No. 3 及び No. 4）はクマタカの営巣地に近接した位置で計画されていることから、クマタカの生息に重大な影響を及ぼす可能性が高いが、繁殖等への影響に対する検討が十分ではなく、クマタカの生息への影響が適切に評価されているとは言えない。

このため、これらの影響を回避又は十分な低減ができるよう、No. 3 風車及び No. 4 風車の位置について専門家等の助言、最新の知見及び十分な現地調査を踏まえて再度検討し、設置を取りやめるか適切な代替地へ変更すること。

同様に、営巣地に近接している東側の No. 5 風車について、風車を適切な位置に変更すること。

エ バットストライク・バードストライク、猛禽類の生息状況及び渡り鳥移動経路に関する事後調査については、専門家等の助言を踏まえ実施し、重大な影響が認められる場合は、運転停止等の稼働調整を含む、生物保護優先の環境保全措置を確実に実施すること。

なお、猛禽類の生息状況調査期間については、建設期間及び試運転期間はもとより、その生息・繁殖特性から、本稼働後少なくとも5年間は実施すること。さらに必要に応じて、適切な評価に必要な期間継続すること。

オ 対象事業実施区域内において、天然記念物のヤマネの生息が確認されている。このような重要な種である動物への影響を回避・低減するよう工事中及び供用後における環境保全対策について十分かつ慎重な検討を行うこと。

(7) 植物

ア 対象事業実施区域内（改変区域）にサンヨウアオイ生育地が確認されることから、工事の実施にあたっては、生育環境への影響の回避又は低減を前提とした計画とすること。その上で、やむを得ず移植等の環境保全措置を実施する場合は、専門家等の助言を踏まえ適切に実施すること。

工事着工前及び移植後に実施する調査について、専門家等の助言を踏まえた調査を行い、重大な影響が認められる場合は、効果的な環境保全措置を適切に実施すること。

イ 直接改変が行われなくても、カヤランなど種によっては気候条件などの周囲の変化で生育環境が悪化する可能性があるため、必要に応じ環境保全措置を検討すること。

(8) 生態系

ア 尾根改変による長期的な影響として、土壌流出や土地の乾燥化が危惧されるため、そこに生息する動植物及び生態系に重大な影響を及ぼすことがないよう配慮すること。

イ 工事の実施及び施設稼働の影響によってクマ、シカ及びイノシシなどの生息域が変化し、里地・里山への獣害が増す可能性がある。このため、これらの種に対する影響について予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

ウ 土地の改変による直接的な影響だけでなく、濁水による河床堆積物の変化や河床の付着藻類などへの間接影響についても調査し、対象事業実施区域及びその周辺の生態系に与える影響について、予測及び評価を行うこと。

(9) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点、景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場が多く存在している。このため、準備書に記載した配置・色彩、修景などの環境保全措置の実施にあたっては、景観の捉え方が一律ではないことも踏まえ、地域住民等への分かりやすく丁寧な説明を行うなど誠実に対応すること。

(10) 廃棄物等

本事業の実施に伴って発生する廃棄物を可能な限り抑制し、発生した廃棄物については準備書に記載した計画に従い、再利用に努めること。

また、発生残土量が多く見込まれていることから、対象事業実施区域及び周辺への影響が回避・低減されるよう、対象事業実施区域外への残土搬出を含め慎重に計画を検討すること。